

平成29年度 第1回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：平成30年2月9日（金）

午前10時～午前12時15分

場 所：大阪府中央区大手前3丁目1番43号

プリムローズ大阪2階 「鳳凰の間」

議 題

【審議案件】

- 議第422号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について
- 議第423号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について
- 議第424号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について
- 議第425号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について
- 議第426号「東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について
- 議第427号「南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について
- 議第428号「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について
- 議第429号「東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について
- 議第430号「南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について
- 議第431号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について
- 議第432号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について
- 議第433号「南部大阪都市計画道路の変更」について
- 議第434号「南部大阪都市計画道路の変更」について
- 議第435号「南部大阪都市計画道路の変更」について
- 議第436号「南部大阪都市計画道路の変更」について
- 議第437号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（枚方市）」について
- 議第438号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）」について

【報告案件】

- 第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針
都市計画公園のあり方について（中間報告）

平成29年度第1回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ 経 験 の 者	塚口 博司	立命館大学特任教授	出	会長
2		澤木 昌典	大阪大学大学院教授	出	会長代理
3		石黒 暢	大阪大学大学院准教授	欠	
4		加我 宏之	大阪府立大学大学院教授	出	
5		嘉名 光市	大阪市立大学大学院教授	出	
6		滋野 由紀子	大阪市立大学大学院教授	出	
7		島田 洋子	京都大学大学院准教授	欠	
8		多々納 裕一	京都大学教授	欠	
9		中谷 清	大阪府農業会議会長	出	
10		古谷 裕子	大阪商工会議所女性会副会長	出	
11		中川 元	弁護士	出	
12	関係行政機関 の職員	新井 毅	近畿農政局長	出	代理:農村計画課長 蔵本 外志之
13		森 清	近畿経済産業局長	欠	
14		池田 豊人	近畿地方整備局長	出	代理:環境調整官 松田 好生
15		坂野 公治	近畿運輸局長	出	代理:計画調整官 上畑 光生
16		廣田 耕一	大阪府警察本部長	欠	手続中
17	府議会議員	坂上 敏也	府議会議員(維新)	出	
18		橋本 和昌	府議会議員(維新)	欠	
19		山本 大	府議会議員(維新)	欠	
20		中川 あきひと	府議会議員(維新)	出	
21		田中 一範	府議会議員(自民)	出	
22		吉田 利幸	府議会議員(自民)	出	
23		中野 剛	府議会議員(公明)	出	
24		山下 浩昭	府議会議員(公明)	出	
25	市町村の長を 代表する者	阪口 伸六	大阪府市長会会長	出	
26		松本 昌親	大阪府町村長会会長	出	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	乾 一	大阪府市議会議長会会長	出	代理:副会長 藤浦 雅彦
28		川嶋 玲子	大阪府町村議会議長会会長	出	
29	大阪市長及び 大阪市の議長	吉村 洋文	大阪市長	出	代理:都市計画局長 川田 均
30		山下 昌彦	大阪市の議長	出	

※ 委員29名中23名出席

平成29年度第1回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	交野市長	黒田 実	議題423号	出
2	熊取町副町長	中尾 清彦	議題436号	出

平成29年度第1回大阪府都市計画審議会幹事名簿

番号	職名	氏名	出欠	備考
1	都市整備部長	井出 仁雄	出	
2	都市整備部技監	森岡 武一	欠	
3	事業管理室長	山田 順一	出	
4	都市計画室長	柴崎 啓二	出	
5	計画推進課長	高岡 和久	出	
6	交通道路室長	吉備 敏裕	出	
7	河川室長	下村 良希	※	臨時幹事:河川整備課課長補佐 富井 浩一
8	下水道室長	稲垣 勝伸	※	臨時幹事:事業課課長補佐 丸毛 篤也
9	港湾局長	辰谷 義明	※	臨時幹事:計画調整課長 戸田 雅文
10	住宅まちづくり部長	山下 久佳	欠	
11	住宅まちづくり部技監	前田 栄治	欠	
12	住宅まちづくり部理事	芝池 利尚	出	
13	都市居住課長	三崎 信顕	欠	
14	都市空間創造室長	鶴田 和幸	欠	
15	建築指導室長	山添 光訓	出	
16	住宅経営室長	戸田 光学	欠	
17	危機管理室長	武井 義孝	※	臨時幹事:防災企画課課長補佐 吉川 泰司
18	企画室長	本屋 和宏	※	臨時幹事:計画課参事 天田 茂
19	市町村課長	土屋 俊平	※	臨時幹事:市町村課主事 泉谷 徳乃
20	福祉総務課長	奥村 健志	欠	
21	健康医療総務課長	領 家 誠	欠	
22	環境衛生課長	木村 直昭	欠	
23	商工労働総務課長	生澤 克彦	※	臨時幹事:商工労働総務課副主査 逢坂 樹哉
24	みどり推進室長	原 貴美男	※	臨時幹事:森づくり課参事 赤井 俊夫
25	循環型社会推進室長	棗 一彦	※	臨時幹事:産業廃棄物指導課長 小林 正興
26	環境管理室長	中西 康雄	欠	
27	農政室長	南部 和人	※	臨時幹事:整備課参事 丹後 晋哉
28	府民文化総務課長	芝原 哲彦	欠	
29	教育総務企画課長	村田 幸正	※	臨時幹事:教育総務企画課指導主事 渡辺 創
30	施設財務課長	土佐 泰豊	※	臨時幹事:施設財務課課長補佐 渋谷 正利
31	文化財保護課長	森屋 直樹	※	臨時幹事:文化財保護課専門員 岡本 敏行
32	府警本部交通規制課長	川田 剛司	※	臨時幹事:交通規制課管理官 大瀬戸 英二
33	公園課長	井上 泰正		臨時幹事
34	公園課参事	仲 和 幸		臨時幹事
35	計画推進課参事	水谷 経輔		臨時幹事
36	計画推進課参事	中村 純二		臨時幹事
37	港湾局経営振興課長	戸田 功		臨時幹事
38	建築指導室審査指導課長	牧田 武一		臨時幹事

平成29年度第1回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	高槻市都市創造部長	梅本 定雄	議第422号	出
2	交野市都市計画部長	松下 篤志	議第423号	出
3	交野市都市計画部付部長	竹内 一生	議第423号	出
4	枚方市都市整備部参事	広瀬 一郎	議第423号 議第426号 議第429号 議第437号	出
5	枚方市開発審査課長	新内 康芳	議第423号 議第426号 議第429号 議第437号	出
6	松原市都市整備部長	村上 寿夫	議第424号	出
7	豊中市都市計画推進部長	菊池 秀彦	議第425号	出
8	豊中市都市計画推進部参事 兼 都市計画課長	土井 清治	議第425号	出
9	茨木市都市整備部長	鎌谷 博人	議第425号 議第428号	出
10	門真市まちづくり部長	木村 佳英	議第429号 議第431号	出
11	守口市都市整備部長	馬場 正人	議第429号	出
12	寝屋川市都市計画室長	竹本 明広	議第431号	出
13	東大阪市住宅政策室次長	甲斐 一行	議第431号	出
14	東大阪市都市計画室次長	亀井 浩昭	議第431号	出
15	泉大津市都市政策部理事	濱田 洋	議第432号 議第438号	出
16	岸和田市まちづくり推進部長	大井 伸一	議第433号	出
17	貝塚市都市計画課長	森内 成彦	議第434号	出
18	泉佐野市まちづくり調整担当理事	藤基 忠興	議第435号	出
19	熊取町都市整備部長	泉谷 徹	議第436号	欠
20	熊取町都市整備部理事	阪上 敦司	議第436号	出

目 次

1	開会.....	1
2	議第422号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について.....	8
3	議第423号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について.....	14
4	議第424号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について.....	23
5	議第425号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」 議第426号「東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」 議第427号「南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について.....	26
6	議第428号「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」 議第429号「東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」 議第430号「南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」 について.....	30
7	議第431号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」 について.....	39
8	議第432号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について.....	42
9	議第433号「南部大阪都市計画道路の変更」 議第434号「南部大阪都市計画道路の変更」 議第435号「南部大阪都市計画道路の変更」 議第436号「南部大阪都市計画道路の変更」について.....	44

10	議第437号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置(枚方市)」について.....	49
11	議第438号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置(泉大津市)」について.....	53
12	第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針 (報告案件).....	56
13	都市計画公園のあり方について(中間報告)(報告案件).....	61
14	閉会.....	66

1 開 会

(午前10時開会)

【司会】 皆様、おはようございます。

審議会の開催に当たりまして、事務局から御協力をお願いを申し上げます。

携帯電話はマナーモードに設定していただきますよう、お願いします。

次に、報道関係の皆様へのお願いです。本審議会の取材につきましては、開会后5分間はフリーで撮影していただいて結構ですが、その後は審議の妨げにならない範囲で取材していただきますようお願いいたします。

また、傍聴の皆様におかれましては、先にお配りしております傍聴要領をお守りいただき、審議会開会中は御静粛にお願いします。

大変お待たせしました。それでは、定刻となりましたので、只今から平成29年度第1回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めます、都市計画室計画推進課の奥林と申します。どうぞよろしくお願いします。

本審議会の定員は30名ですが、本日は、就任手続き中の委員を除く29名の中で24名の委員の方に出席いただく予定になっております。まだ来られていない委員さんがいらっしゃいますが、欠席の連絡が入っておりませんので、遅れて来られると思われま

本日の審議会は、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、定足数を満たし、有効に成立していることを報告します。

なお、弁護士の中川委員におかれましては、本日欠席の予定でしたが、御都合をつけていただき御出席いただいております。お配りしております

配席表の修正が間に合わず、お名前の記載がないことをこの場で御報告するとともに、お詫び申し上げます。

また、本審議会は公開で行います。御承知おきいただきますよう、お願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たり、都市整備部長から御挨拶を申し上げます。

【井出都市整備部長】 都市整備部長の井出でございます。

大阪府都市計画審議会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろから都市計画をはじめ、都市整備行政の推進に格別の御協力、御指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

大阪府では、都市インフラの適切な整備並びに維持管理を通じ、大阪・関西の成長と府民の安全・安心の確保に取り組んでおります。

まちづくりにおきましては、箕面森町の整備、さらには幹線道路沿道・鉄道沿線のまちづくりを促進することにより、大阪・関西の成長につなげてまいります。そのためにも、まちづくりの基本となる都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために重要であり、府内市町村をはじめ、関係者の皆様の御協力を賜りながら、着実に取り組んでいるところでございます。

現在、大阪府では、成長の大きなインパクトとなる、2025年国際博覧会の誘致を目指しております。子どもからお年寄りまで誰もが生き生きと暮らせる健康で豊かな社会を大阪・関西から実現し、世界に広めていくことが、私たちが目指す2025年の万博の姿です。今年の秋には、いよいよ開催地が決定されます。来月には、B I Eの視察も予定されております。皆様とともに、オールジャパンで誘致を勝ち取りたいと存じますので、

応援のほうよろしくお願いいたします。

本日は、北部大阪都市計画区域区分の変更など17件について御審議いただくこととなっております。委員の皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。

続きまして、本日御出席いただいております委員の皆様を御紹介します。

初めに、学識経験者の委員の方々を御紹介いたします。

塚口委員でございます。

【塚口 会長】 塚口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 澤木委員でございます。

【澤木 委員】 澤木でございます。よろしくお願ひします。

【司会】 加我委員でございます。

【加我 委員】 加我でございます。よろしくお願ひします。

【司会】 嘉名委員でございます。

【嘉名 委員】 嘉名でございます。よろしくお願ひします。

【司会】 滋野委員でございます。

【滋野 委員】 滋野でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 中谷でございます。よろしくお願ひします。

【司会】 古谷委員でございます。

【古谷 委員】 古谷でございます。よろしくお願ひいたします。

【司会】 中川委員でございます。

【中川 委員】 中川です。よろしくお願ひいたします。

【司会】 続きまして、府議会議員の委員の方々を御紹介します。

坂上委員でございます。

【坂上 委員】 おはようございます。よろしく申し上げます。

【司会】 中川委員でございます。

【中川 委員】 おはようございます。よろしく申し上げます。

【司会】 田中委員でございます。

【田中 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 吉田委員でございます。

【吉田 委員】 おはようございます。よろしくお願い申し上げます。

【司会】 中野委員でございます。

【中野 委員】 中野です。よろしくお願い申し上げます。

【司会】 山下委員でございます。

【山下 委員】 山下です。よろしくお願い申し上げます。

【司会】 続きまして、大阪府市長会会長、阪口委員でございます。

【阪口 委員】 お世話になります。よろしくお願い申し上げます。

【司会】 大阪府町村長会会長、松本委員でございます。

【松本 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 大阪府市議会議長会会長、本日は代理で御出席いただいています、副会長、藤浦委員でございます。

【藤浦 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 大阪府町村議長会会長、川嶋委員でございます。

【川嶋 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 大阪市長代理の川田委員でございます。

【川田 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 大阪市会議長、山下委員でございます。

【山下 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 近畿農政局長代理の蔵本委員でございます。

【蔵本 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 近畿地方整備局長代理の松田委員でございます。

【松田 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 近畿運輸局長代理の上畑委員でございます。

【上畑 委員】 上畑でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【司会】 続きまして、本日は、臨時委員2名の方に御出席いただいておりますので、御紹介します。

議第423号議案に関連して、交野市長、黒田委員でございます。

【黒田 委員】 おはようございます。よろしくお願いたします。

【司会】 議第436号議案に関連して、熊取町副町長、中尾委員でございます。

【中尾 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 御紹介は以上でございます。よろしくお願いたします。

なお、本日、別件の公務が重なったことにより途中退席される委員の方がいらっしゃいますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、審議に先立ちまして、お配りしている資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料一覧をご覧ください。

- ①配付資料一覧及び委員配席表。両面刷りになっております。
- ②大阪府都市計画審議会条例及び規則。
- ③議題及び付議案件一覧並びに委員名簿及び幹事名簿、これが両面になっております。
- ④資料1、審議会議案書。
- ⑤資料2、審議会資料。
- ⑥資料3-1、平成29年度第2回都市計画公聴会の公述人の意見に対

する大阪府の考え方（高槻市）。

⑦資料3-2、北部大阪都市計画区域区分の変更（高槻市）に対する意見書の要旨と大阪府の見解。

⑧資料4-1、平成29年度第2回都市計画公聴会の公述人の意見に対する大阪府の考え方（交野市・枚方市）。

⑨資料4-2、東部大阪都市計画区域区分の変更（交野市・枚方市）に対する意見書の要旨と大阪府の見解。

⑩資料5-1、平成29年度第1回都市計画公聴会の公述人の意見に対する大阪府の考え方（熊取町）。

⑪資料5-2、南部大阪都市計画道路の変更（熊取町）に対する意見書の要旨と大阪府の見解。

⑫資料6、平成29年度第1回大阪府都市計画公聴会速記録。

⑬資料7、平成29年度第2回大阪府都市計画公聴会速記録。

⑭資料8-1、第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針（案）。

⑮資料8-2、第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針（案の概要）。

⑯資料9、都市計画公園のあり方について（中間報告）。

以上、資料は16点ございます。

なお、委員及び幹事の皆様には、議案説明時のパワーポイントの表示画面を議案ごとにまとめた補助資料も、お手元に配付しております。

漏れている資料はございませんでしょうか。ありましたら、お知らせいただけたらと思います。大丈夫でございますか。

それでは、本年度は学識経験者の委員改選がございました。

大阪府都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験者委員

の中から会長を選出することにしております。委員全員の同意を得まして、塚口委員を会長に選出していただいております。また、大阪府都市計画審議会条例第4条第3項の規定によりまして、塚口会長より澤木委員を職務代理人として指名し、御承諾を得ておりますことをこの場で改めて御報告いたします。

それでは、大阪府都市計画審議会条例第5条第1項において、会長が当会議の議長となると定められておりますので、塚口会長に議事進行をお願いしたいと思います。

塚口会長、よろしく申し上げます

【塚口 会長】 改めまして、塚口でございます。どうぞよろしく御願いたします。

このたび委員の皆様方から御推挙いただきまして、会長職を務めさせていただきたいと思っております。不慣れではございますが、皆様方の御協力を得まして、審議会を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、只今から、平成29年度第1回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。

今回、御審議いただきます案件は、あらかじめ皆様のお手元にお届けいたしました議案書のとおりでございまして、北部大阪都市計画区域区分の変更を含む17議案でございます。

最初に御審議いただきますのは、議第422号でございます。その内容について幹事に説明をさせます。

2 議第422号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について

【幹事 高岡計画推進課長】 都市計画室計画推進課長の高岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案について、御説明させていただきます。

議第422号「北部大阪都市計画区域区分の変更」について、御説明いたします。

資料1、議案書の1ページから3ページ、資料2、議案書資料の1ページから3ページでございます。

まず、区域区分の変更、いわゆる市街化区域及び市街化調整区域の変更について、御説明いたします。

大阪府では、おおむね5年に一度、府内一斉の見直しを実施しております。平成27年度の本審議会において第7回目の一斉見直しについて御承認いただき、平成28年3月末に告示したところでございます。

この一斉見直し時において、今後5年以内に事業実施が見込まれる地区の位置を保留区域として都市計画区域マスタープランに位置づけております。保留区域は、計画的な開発事業や土地利用の計画が明確になった時点で都市計画の手続を進め、市街化区域に編入することができます。

北部大阪都市計画区域においては、4地区を保留区域として位置づけております。今回、高槻市の成合南地区において、土地利用の計画が明確になり、土地区画整理事業や地区計画の決定が確実となったことから、市街化区域へ編入するものでございます。

成合南地区の位置ですが、国道171号、JR京都線、阪急京都線より北側、高槻市役所、JR高槻駅、阪急高槻市駅から北東約2キロメートルに位置している市街化調整区域でございます。地区の南側には名神高速道

路があり、地区の中央から北側にかけて名神高速道路と新名神高速道路のジャンクション及びインターチェンジが昨年12月に建設され、兵庫県川西インターチェンジまで開通したところでございます。

府のマスタープランにおいては、主要な幹線道路沿道における産業系土地利用を誘導する区域について、土地区画整理事業や地区計画の都市計画が定められるものについては、市街化区域へ編入するとしております。

市のマスタープランの位置づけとしては、高槻インターチェンジ周辺エリアを広域交流拠点として位置づけており、企業進出を積極的に図るとしております。また、産業立地の促進や土地区画整理事業の実施による計画的なまちづくりを進める場合、市街化区域への編入を検討するとしております。

地区の現況及び周辺について、御説明いたします。

現在の土地利用としては、農地が大半を占め、住宅や病院、業務施設が一部立地しております。地区西側の檜尾川と府道伏見柳谷高槻線を挟んだ地域は市街化区域となっており、第1種低層住居専用地域などが指定されております。また、地区の北側には、市街化調整区域ですが、集落が立地しております。地区の中央に名神高速道路と新名神高速道路のインターチェンジ及びジャンクションが立地しており、これらの高速道路へ当該地からのアクセスが可能となっております。

このような立地の中、当該地では、新名神高速道路の建設計画をきっかけとして、平成19年ごろより地元での話し合いが始まり、平成27年に土地区画整理準備組合が設立され、具体的な土地利用が検討されてきました。

当該地の土地利用計画を御説明いたします。

北側の集落付近に農地や既存住宅を集約し、その南側に商業施設や複合

施設を、インターチェンジ付近に物流や製造業といった施設の立地誘導を行う計画となっております。それらを実現するため、高槻市において、道路や公園等の基盤を整備する土地区画整理事業の決定や用途地域である準工業地域の指定、準防火地域の指定、地区計画による制限を行う予定となっております。

なお、地区計画においては、物流、業務施設等の立地を誘導する区域や周辺環境と調和する土地利用を誘導する区域を分け、地区の中心に地区施設として、区画道路を設置する計画となっております。

以上のことから、土地利用の計画が明確になり、土地区画整理事業や地区計画の決定が確実となったことから、土地区画整理事業の区域や地区計画の区域を勘案した上で、成合南の区域、約13ヘクタールを今回、市街化区域へ編入するものでございます。

なお、この変更により、北部大阪の保留人口は、1,400人から1,300人に変更となります。

区域区分の変更に関連して、高槻市が決定する都市計画につきましては、用途地域の変更のほか5件ございます。

これらの計画については、本年1月23日に開催されました高槻市都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更とあわせて告示される予定でございます。

都市計画の案の作成に当たり、平成29年8月7日から2週間、公述人の募集を行いましたところ、公述人が5名ございました。

また、平成29年11月20日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出が5通ございました。

公聴会の内容は資料7に、公述の要旨と府の見解は資料3-1に、意見書の要旨と府の見解は資料3-2に記載しております。

公述の内容と意見書の内容は、同様の趣旨であるため、まとめて御説明いたします。

まず、土地区画整理事業の実施に伴う企業誘致に関する御意見として、具体的な交通量の増加や施設利用者数などに基づく予測がなされておらず根拠に乏しい、適切な企業誘致や継続的な発展ができるか疑問という御意見がございました。

これに対する府の見解としては、当該地区における土地区画整理事業は組合施行であり、誘致企業などについては、組合において決定されます。なお、産業系土地利用の誘導が行われるよう、市において、用途地域や地区計画等が都市計画決定されます。

また、住環境に関する御意見として、自然環境の保全により高質な住環境が維持されてきた、大規模開発により価値が著しく毀損されるという御意見がございました。

これに対する府の見解としては、市において決定される地区計画等により、集落に近い場所に住宅や農地を集約し、区域面積の20%以上の緑を創出するなど、住環境に一定の配慮がなされています。

また、地区計画に関する御意見として、地区計画の区域の設定理由や検討内容が不明、自分の土地が地区計画区域に設定される必要性が乏しいという御意見がございました。

これに対する府の見解としては、地区計画は高槻市において決定されるものです。なお、市においては、説明会の開催、都市計画案の縦覧など、適切に都市計画手続を行っていることを認識しています。

また、区域内の道路に関する御意見として、道路拡幅及び新設は、速度超過車両の増加など交通安全環境から問題、自分の土地が資産価値の減少等の重大な不利益を受けかねないという御意見がございました。

これに対する府の見解としては、土地区画整理事業の実施による道路拡幅及び新設については、歩車道の分離などの交通安全に配慮されると高槻市から聞いています。また、減歩などの具体的な内容については、組合において決定されます。

固定資産税に関する御意見がございましたが、これに対する府の見解としては、市街化区域と市街化調整区域の区域設定は、税負担の観点から行うものではありません。

また、計画の見直しを求める御意見として、本計画は、適切な根拠や理由に基づかず、地権者から真の合意形成を得られておらず、公平性にも問題があることから、計画の見直しを求めるという御意見がございました。

これに対する府の見解としては、北部大阪都市計画区域マスタープランに基づき、高槻市とは十分に協議を行った上で案を作成しており、市街化区域へ編入する区域として適切に設定しています。本地区は、高速道路のインターチェンジ及びジャンクション周辺エリアに位置し、市マスタープランにおいては、市街化区域への編入を検討する地域として位置づけられています。今回、市において地元のまちづくりにあわせた土地区画整理事業及び地区計画等の都市計画決定を行うことから、その範囲において市街化区域へ編入することとしています。

また、その他の御意見としては、住民の合意形成の熟度の高い状況、多くの賛成する意見を踏まえ、速やかに市街化区域編入の手続を進めてください。多様な土地利用意向の実現には土地区画整理事業が最適、事業化に不可欠な市街化区域編入に賛成する。名神高速道路の開通など社会情勢の変化を踏まえ、長年の検討の成果を実現するため都市計画の変更をお願いしたい。土地区画整理事業により、周辺の自然環境に配慮し、持続的な営農環境の再整備ができる区域区分の変更に賛成するという御意見がござい

ましたが、これらに対する府の見解としては、区域マスタープランに基づき市と十分に協議を行っており、当該地区の区域を市街化区域へ編入することは妥当と考えています。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 只今、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

【吉田 委員】 賛成するのは賛成するのですが、大阪府の立場から見ると、常に考えていただきたいのは、広域的に次世代について良い環境を残すことが一番まちづくりの中で大事なことだと思っているのですね。やっぱり未来予想というか、人口の動態も考えながら、これからやっていくことが非常に大事だろうと思うのですよね。そのときに、地方自治体のみならず、例えば商工会議所であるとか、あるいはJAさんとか、そういうところとの連携をしっかりとやっていただくのと、結局は次世代についてどうかということを力点に置いて考えていく必要があるだろうと思うのですね。特に、業をなりわいとしている人が儲けを先に立ててやっていくまちづくりは、余り良いことはないと思っているのですね。そういうことを考えると、公益にかなうことをしっかり考えていただきたいというのと、それから、あとは税収の関係でいくと、これは大阪府全体の問題にもなるのですが、やはり少しでも税収が上がる形を結果として生んでいく必要があるだろうと思いますね。そういったことから今回のことについては、市さんも、かなり十分な汗をかいていただいていますので、このことについては是としたいと思うのですが、将来的に見たときに、公益の中でどうしてこの位置づけがされていくのかということ、大阪府としてはしっかりと見ていただきたいなと思いますね。今ちょうどJRの大阪から京都にかけて随分といろいろなものが動き出していくときですので、余計にそんな

ことを考えますので、これは意見として言っておきたいと思います。

【塚口 会長】 ありがとうございました。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

他に御質問、御意見等がないようでございますので、表決に入ります。

議第422号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 異議がないようでございますので、可決いたします。

次に、御審議いただきますのは議第423号でございます。その内容について、幹事に説明させます。

3 議第423号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について

【幹事 高岡計画推進課長】 議第423号「東部大阪都市計画区域区分の変更」について、御説明いたします。

資料1、議案書の5ページから7ページ、資料2、議案書資料の5ページから7ページでございます。

東部大阪都市計画区域においては、3地区を保留区域として位置づけております。今回、第二京阪道路沿道地区において土地利用の計画が明確になり、土地区画整理事業や地区計画の決定が確実となったことから、交野市と枚方市にまたがる地域を星田北・星田駅北地区として市街化区域へ編入するものでございます。

星田北・星田駅北地区の位置ですが、第二京阪道路沿道に位置し、JR片町線の星田駅から北側に位置している市街化調整区域でございます。当該地区は、西は寝屋川市と隣接しており、地区の大半が交野市域となって

おります。地区の北側には府道枚方交野寝屋川線、東側には府道交野久御山線、南側には府道枚方富田林泉佐野線や私市太秦線が立地しているなど、交通利便性が非常に高い地域でございます。

府のマスタープランにおいては、鉄道駅等への徒歩圏の区域における住宅系土地利用を誘導する区域や主要な幹線道路沿道における産業系土地利用を誘導する区域について、土地区画整理事業や地区計画の都市計画を定められるものについては、市街化区域へ編入するとしております。また、第二京阪道路建設に伴い、国、府、沿線5市等で平成21年度に策定した第二京阪道路沿道まちづくりの方針において、製造業や大型商業施設、流通業務施設の立地を中心としたゾーニングを設定し、地区計画を活用するなど、計画的な土地利用を目指すとしております。

交野市のマスタープランの位置づけとしては、田園活力にぎわい創造ゾーンとして位置づけられており、土地所有者による計画的なまちづくりの取り組みの推進や面的整備の導入など、計画的な市街地形成を図ると位置づけられております。

また、枚方市のマスタープランにおいては、第二京阪道路沿道は、営農環境との調整を図りながら、産業立地を中心とした計画的な土地利用を図ると位置づけられております。

地区の現況及び周辺について、御説明いたします。

現在の土地利用としては、農地が大半を占め、地区内には、南北に走る星田高田線、新香里高田線と2本の道路が存在し、これらの道路沿道に住宅、飲食店などの沿道サービスや業務施設が多数立地しております。地区の北東と南側、駅前の住宅地は市街化区域となっており、工業地域や準工業地域、近隣商業地域や住居系の用途地域などが指定されております。

なお、当該地では、北側の星田北・高田地区と南側の星田駅北地区の2

地区でまちづくりが動いております。星田北・高田地区においては、平成17年ごろから地元での話し合いが始まり、平成27年に土地区画整理準備組合が設立されています。星田駅北地区においては、平成21年ごろから地元での話し合いが始まり、平成28年に土地区画整理準備組合が設立されています。

当該地の土地利用計画を御説明いたします。

第二京阪道路沿道には、幹線道路のポテンシャルを生かした工業・流通施設を誘導し、その周辺に農地や公園、緑地を配置する計画となっています。また、駅周辺では、商業や業務などの複合施設や住宅を誘導する計画となっております。また、新たに設置する道路沿道に、病院・福祉系施設や沿道施設を誘導する計画となっております。

これらを実現するため、交野市及び枚方市において、道路や公園等の基盤を整備する土地区画整理事業の決定を行います。また、JR星田駅に至る幹線道路や駅前広場を都市計画道路として位置づけます。さらには、第二京阪道路沿道を準工業地域に指定し、駅前を近隣商業地域に、その他に住居系用途地域の指定を行います。

なお、地区計画は、枚方市側の茄子作高田地区、第二京阪道路沿道の星田北地区、星田駅前の星田駅北地区において、それぞれ制限や土地利用の区分けを行います。

以上のことから、土地利用の計画が明確になり、土地区画整理事業や地区計画の決定が確実となったことから、土地区画整理事業の区域や地区計画の区域を勘案した上で、星田北・星田駅北地区の区域、約49ヘクタールを今回、市街化区域へ編入するものでございます。

なお、この変更により、東部大阪の保留人口は、10,000人から8,200人に変更となります。

区域区分の変更に関連して各市が決定する都市計画につきましては、交野市においては、用途地域の変更のほか6件の都市計画がございます。枚方市においては、用途地域の変更のほか3件の都市計画がございます。

これらの計画については、本年1月24日及び30日に開催されました各市の都市計画審議会において、それぞれ承認されており、区域区分の変更とあわせて告示される予定でございます。

都市計画の案の作成に当たり、平成29年8月7日から2週間、公述人の募集を行いましたところ、公述人が4名ございました。

また、平成29年12月4日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出が13通ございました。

公聴会の内容は資料7に、公述の要旨と府の見解は資料4-1に、意見書の要旨と府の見解は資料4-2に記載しております。

公述の内容と意見書の内容は、同様の趣旨であるため、まとめて御説明いたします。

まず、土地区画整理事業の実施見通しに関する御意見でございます。地区の居住者及び営農者の多くは、いまだ反対している。事業実施の際、強制的に家を取り壊したり、農地を造成することは不可能であり、市街化区域へ編入されても事業実施が困難であることから、市街化区域への編入に反対する。また、組合を設立できても工事の見通しが立たないという御意見でございます。

これらに対する府の見解としては、本地区は、駅周辺及び第二京阪道路沿道に位置し、市マスタープランにおいて計画的な市街地形成を図る地域として位置づけられています。今回、市において地元のまちづくりに合わせた土地区画整理事業及び地区計画等の都市計画決定を行うことから、その範囲において市街化区域へ編入することとしています。なお、土地区画

整理事業の実施に向け、準備組合と交野市とで地権者にさらなる御理解を深めていただくよう取り組むと聞いております。

次に、市街化区域へ編入する区域に関する御意見でございます。交野市の地区計画で示されているF・G地区を市街化区域とすることに反対する。この地区は、もともと土地区画整理の区域に入っていたが、区域から外れ、役員の一部だけが建設費用の負担を免れた。資金の不足は、交野市などの負担増となる。当該地区の違法建築物は、区域編入により違法状態を覆い隠すことになるという御意見がございました。

これに対する府の見解としては、当該地区においては、交野市が決定する土地区画整理事業の区域から外れていますが、現在、府道等の沿道であるため市街化が進行しており、市において地区計画等の都市計画決定を行うことから、その範囲において市街化区域へ編入することとしています。なお、違反建築物の対応については、特定行政庁と連携し適切に指導等を行っていくと市から聞いています。

次に、道路整備に関する御意見でございます。星田北地区に隣接している地区において、まちづくりを検討している。本地区の南北道路は星田高田線と新香里高田線しかなく、星田高田線が廃道となれば、将来のまちづくり計画にとって甚大な阻害要因となる。また、交野市は星田駅前線の新道を計画しているが、星田高田線を拡幅整備するほうが公益性等が高く、コストを大幅に削減できるため、星田高田線を拡幅整備すべきという御意見でございます。

これに対する府の見解としては、都市計画道路の変更は交野市において決定されるものです。なお、星田駅前線は、JR星田駅へのアクセス道として府道枚方交野寝屋川線まで延伸する計画であることから、隣接する地区のまちづくりにも有益と考えると市から聞いています。

次に、交野市に関する御意見でございます。交野市は、市民に対する積極的な情報公開と真摯な説明が必要であり、怠っている市に対して府として指導されたいという御意見でございます。

これに対する府の見解としては、市においては、公聴会の開催や案の縦覧など、適切に都市計画手続を行っているとは認識しています。

次に、農業に関する御意見でございます。農業をしている方は別の場所に移され、減歩により面積等が6割になる。移された土地が農業に適しているかもわからないという御意見でございます。

これに対する府の見解としては、土地区画整理事業の実施においては、営農希望者の農地を集約し、水路のつけかえや新設を行うなど、営農環境に配慮された計画となっていると市から聞いています。

次に、みどりや治水に関する御意見でございます。開発により緑地の80%を破壊しようとしている。農地は建物に対する浸水を防止する。交野市は万全の対策をとると言うが、都市部で浸水被害が多発しているという御意見でございます。

これに対する府の見解としては、公園や緑地の配置、地区計画による敷地内緑化の設定により編入面積の20%の緑地が確保される計画となっています。なお、市において、下水道の都市計画決定が行われる予定です。

次に、誘致施設に関する御意見でございます。物流会社の招致により車両騒音に悩まされる。大型車両の通行騒音や道路交通上の事故の危険性が増大するだけで、にぎわいのまちにならない。工場施設でも同様の被害や、作業内容によっては異臭等のほかの公害が生じる恐れがあるという御意見でございます。

これに対する府の見解としては、市において決定する用途地域や地区計画により、物流や工場は第二京阪道路沿道に誘導するとともに、周辺環境

を悪化するおそれがあるような工場は建築できないこととされています。
なお、施設立地の際は、住居エリアへ車両を侵入させないよう交野市から指導される予定と聞いています。

次に、教育施設に関する御意見でございます。多数の世帯誘致が計画されているため、保育所・幼稚園並びに小・中学校の新設が必要となるが、交野市は対策を講じていないという御意見でございます。

これに対する府の見解としては、交野市において、現在、市域全体における公共施設等の再配置計画が検討されていると聞いています。

次に、建築物の規制に関する御意見でございます。調整区域から市街化区域となることにより建築制限が大幅に緩和されるため、パチンコ屋・風俗営業等、住環境に望ましくない施設の進出が容易になるという御意見でございます。

これに対する府の見解としては、市において決定する用途地域や地区計画により、それらの住環境に望ましくない施設の新たな立地を制限しています。

次に、交野市の予算に関する御意見でございます。本開発に30億円以上の予算を投じる計画をしているが、交野市が早急に解決すべき待機児童などの問題がおざなりにされているという御意見でございます。

これに対する府の見解としては、市の財政に関する御意見であり、交野市において検討される問題であると考えています。

次に、その他の御意見でございます。市街化区域への編入は、土地区画整理事業を実施するために必要な都市計画の根本となるものであり、地域における今日までの取り組み状況等をくんで承認いただきたい。近年、地区内では資材置き場などが増えており、環境が悪化している。市街化区域編入にあわせ用途地域や地区計画が定められると、地区内で建てられる建

建築物が制限され、適正な土地利用の誘導が図られることになるため、大いに期待する。今回の都市計画決定の機会を逸することなく、地権者の悲願である良好なまちづくりが実現されることを強く望むという御意見がございましたが、これらに対する府の見解としては、区域マスタープランに基づき市とは十分に協議を行っており、当該地区の区域を市街化区域へ編入することは妥当と考えています。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 只今、御説明いただきましたが、1つ、私のほうから追加で御説明いたします。

議第423号議案「東部大阪都市計画区域区分の変更」については、地権者の方から各審議会委員宛てに請願書が送付されております。

大阪府では、平成14年10月から都市計画の案を作成する前に原則公聴会を開催し、住民等の意見を聞く機会を設け、公聴会速記録等を委員宛てに送付しております。

また、都市計画法第17条に基づく縦覧期間中に提出された意見は、その内容を損なうことなく、意見書の要旨として審議会委員の配付資料として提出しており、審議会では、その内容を踏まえ審議することになっているため、原則、法定外の意見陳述等を実施しないということになっております。

今回の請願書の扱いについては、事務局から相談があり、内容も公述等に同様の内容が含まれていることも踏まえ、審議会委員には配付しないということにしております。

只今、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。どうぞ。

【黒田 委員】 交野市の黒田でございます。

平素は、本市都市計画行政に御指導、御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、本日は、地元市といたしまして、ただいま臨時委員の発言機会をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

只今、大阪府より説明いただきました当該地域につきましては、平成22年、第二京阪道路の開通に合わせて、地権者である多くの営農者が乱開発の防止、そして高齢化や後継者不足などについて話し合い、将来に魅力あるまちを引き継ぐという強い思いを持って、まちづくりに取り組んでこられました。市といたしましてもマスタープランに位置づけ、計画的なまちづくりを地権者ととともに検討してきた結果として、現在、2つの土地区画整理準備組合ができ、業務代行予定者ととともに土地区画整理事業の事業化に向けた取り組みが進められております。

JR学研都市線の快速停車駅である星田駅から第二京阪国道にかけての地域は、交通の利便性が高く、都市基盤整備が進めば、若い世代から高齢者まで幅広い世代の定住だけではなく、企業誘致また雇用創出も十分見込めるエリアとして、交野市の活力維持、地方創生、ひいては近隣市・府の活性化に寄与するものと考えております。

市といたしましても、この機会を逃すことなく事業の推進、あわせて、様々な御意見に対しましては、両準備組合と調整を図り、事業に対する理解を深めていただけるよう、力を合わせて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

当該地域のこれまでの経緯、現状、そして将来性につきまして、委員の皆様方に御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【塚口 会長】 ありがとうございました。

他に御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、特にないようでございますので、表決に入ります。

議第423号を原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

次に、審議いただきますのは議第424号でございます。その内容につきまして、幹事に説明させます。

4 議第424号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

【幹事 高岡計画推進課長】 議第424号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について、御説明いたします。

資料1、議案書の9ページから11ページ、資料2、議案書資料の9ページから11ページでございます。

南部大阪都市計画区域においては、10地区を保留区域として位置づけております。今回、松原市の国道309号沿道地区において土地利用の計画が明確になり、土地区画整理事業や地区計画の決定が確実となったことから、新堂3・4丁目地区として市街化区域へ編入するものでございます。

新堂3・4丁目地区の位置ですが、国道309号の沿道に位置し、近鉄南大阪線の河内松原駅や高見ノ里駅、松原市役所から南に約1キロメートルに位置している市街化調整区域でございます。

府のマスタープランにおいては、鉄道駅等への徒歩圏の区域における住宅系土地利用を誘導する区域や主要な幹線道路沿道における産業系土地利用を誘導する区域について、土地区画整理事業や地区計画の都市計画を定

められるものについては、市街化区域へ編入するとしております。

市のマスタープランの位置づけとしては、都市型複合拠点地区として位置づけられており、大規模商業施設などの計画的な立地を促進し、生活の利便性の向上等に努めるとされています。

地区の現況及び周辺について、御説明いたします。

現在の土地利用としては、農地が大半を占めておりますが、国道309号沿道や南側道路には、飲食店などの沿道サービス施設や業務施設が立地しており、区域内には、住宅や資材置き場もみられます。地区の東側と北側は、市街化区域となっており、第1種住居地域などが指定されています。

当該地区では、平成25年ごろより地元での話し合いが始まり、平成29年に土地区画整理準備組合が設立され、具体的な土地利用を検討されてきました。

当該地の土地利用計画を御説明いたします。

国道309号沿道には、幹線道路のポテンシャルを生かした大区画の商業施設を誘導し、その東側には、農地や住宅を配置する計画となっております。それらを実現するため、松原市において、道路や公園等の基盤を整備する土地区画整理事業の決定を行います。

また、西側の商業施設を配置する区画では、近隣商業地域を指定し、準防火地域の指定や地区計画による制限を行う予定となっております。

東側の農地や住宅を配置する区画では、後背地と同様の第1種住居地域を指定する予定となっております。なお、地区計画においては、商業・業務系の立地を誘導する区域や、周辺住宅と新たな住宅等と共存する区域を分ける計画となっております。

以上、土地利用の計画が明確になり、土地区画整理事業や地区計画の決定が確実となったことから、土地区画整理事業の区域や地区計画の区域を

勘案した上で、新堂3・4丁目地区の区域、約11ヘクタールを今回、市街化区域へ編入するものであります。

なお、この変更により、南部大阪の保留人口は、2,200人から2,000人に変更となります。

区域区分の変更に関連して、松原市が決定する都市計画につきましては、用途地域の変更のほか5件ございます。

これらの計画については、本年1月31日に開催されました松原市都市計画審議会において承認されており、区域区分の変更とあわせて告示される予定でございます。

都市計画の案の作成に当たり、平成29年8月7日から2週間、公述人の募集を行いましたところ、公述の申し出はございませんでした。

また、平成29年11月20日から2週間、案の縦覧を行いましたところ、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 只今、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

特に御質問等はないようでございますので、表決に入ります。

議第424号議案を原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

次に、審議いただきますのは議第425号でございますが、次の議第426号及び議第427号と相互に関連する内容でございますので、一括して幹事に説明させます。

- 5 議第425号「北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について
議第426号「東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について
議第427号「南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」について

【幹事 高岡計画推進課長】 議第425号から議第427号までの「北部大阪・東部大阪・南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更」の3議案については、一括して御説明いたします。

資料1、議案書の13ページから36ページ、資料2、議案書資料の13ページから40ページでございます。

初めに、都市再開発の方針について、御説明いたします。

今回の本方針の変更は、一斉見直しにより変更するものであり、駅前などの地域の拠点で、駅前広場、道路等の基盤施設が未整備で十分に都市機能が発揮されていない地区や、土地の高度利用を図るべき地区、防災上課題がある地区などにおいて、高度利用や都市機能の更新を図るための取り組み方針を示すものでございます。

本方針においては、計画的な再開発が必要な市街地と計画的な再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区、いわゆる再開発促進地区を定め、それぞれ別表1、別表2に記載しております。

計画的な再開発が必要な市街地においては、地区の概ねの位置、再開発の目標、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、再開発促進地区においては、地区の区域、整備または開発の計画の概要を定めることとなっております。

策定の効果としては、国及び地方公共団体に事業実施やその他必要な措置を講ずる努力義務が生じます。さらに、再開発促進地区の指定により、

事業用資産の買い換え特例や軽減税率などの税制特例の適用などを受けることが可能となります。

続きまして、変更内容について、御説明いたします。

なお、本案の作成に際しましては、市町村と協議・調整をした上でっており、変更内容の詳細については、資料2の13ページから40ページの新旧対照表などをあわせてご覧ください。

それでは、北部大阪都市計画区域の変更内容から御説明いたします。

現在、青色で示す計画的な再開発が必要な市街地を6地区指定し、赤色で示す再開発促進地区を4地区指定してございます。

今回、計画的な再開発が必要な市街地に千里中央地区と茨木市中心市街地整備地区を追加し、庄内・豊南町地区と高槻市中心市街地整備地区において、事業の進捗等に伴い、目標等の変更を行います。

再開発促進地区については、阪急茨木市駅西地区を追加し、豊中市の千里東町近隣センター地区をはじめ3地区について、事業の進捗等に伴い、計画の概要を変更いたします。また、JR高槻駅北東地区については、土地区画整理事業が完了したことから削除いたします。

今回追加する地区について、御説明いたします。

計画的な再開発が必要な市街地に追加する豊中市の千里中央地区は、千里中央駅を核とする区域で、商業・業務機能の充実等により魅力と活力にあふれる都市空間の形成を図るため追加いたします。

茨木市中心市街地整備地区は、JR茨木駅、阪急茨木市駅及び市役所機能等を含む区域で、都市拠点としてふさわしい商業、業務等の機能充実を図るとともに良好な都市空間の形成を図るため追加し、再開発促進地区として、阪急茨木市駅西地区を交通結節点の機能充実、にぎわいの空間の創出等を図るため指定いたします。

続きまして、東部大阪都市計画区域について、御説明いたします。

現在、計画的な再開発が必要な市街地を13地区指定し、再開発促進地区を15地区指定してございます。

東部大阪都市計画区域については、地区数が多いことから、北側の6市から先に御説明いたします。

今回の変更で、計画的な再開発が必要な市街地の京阪枚方市駅周辺地区について、市街地再開発事業等の検討を進めるため、区域の変更を行います。また、枚方市の京阪牧野駅周辺地区を初め6地区で目標等の変更を行います。

再開発促進地区では、枚方市の京阪光善寺駅西地区を追加し、門真市北部地区で計画の概要の変更を行います。また、京阪牧野駅東地区、京阪香里園駅東地区及び京阪寝屋川市駅東地区は、市街地再開発事業が完了したことから削除いたします。

続きまして、東部大阪都市計画区域の南側の4市でございます。

計画的な再開発が必要な市街地のJR柏原駅周辺地区においては、区域の変更を行い、東大阪市北部市街地を初め3地区で、都市計画道路の廃止等に伴い、区域及び目標等の変更を行います。また、東大阪東南部市街地で目標等の変更を行います。

再開発促進地区では、東大阪市の近鉄長瀬駅周辺地区を初め3地区で、都市計画道路の廃止に伴い、区域及び目標等を変更し、東大阪市のJR徳庵駅周辺地区をはじめ6地区で、計画の概要の変更を行います。

今回追加する地区について、御説明いたします。

再開発促進地区として、枚方市の京阪光善寺駅西地区では、既に京阪光善寺駅周辺地区を計画的な再開発が必要な市街地として指定しており、今回、連続立体交差事業にあわせ、高度利用を図りながら都市機能の集積、

良質な居住環境の形成を図るため追加するものでございます。

続きまして、南部大阪都市計画区域について、御説明いたします。

現在、計画的な再開発が必要な市街地を8地区、再開発促進地区を5地区指定してございます。

今回の変更で、計画的な再開発が必要な市街地の河内長野駅周辺市街地とJR和泉府中駅前周辺市街地において、事業の進捗等に伴い、目標等の変更を行います。

再開発促進地区では、河内長野駅前地区で計画の概要の変更を行い、JR和泉府中駅東第一地区を市街地再開発事業の完了に伴い、削除いたします。

変更内容についての説明は以上でございます。

続きまして、これまでの経過について、御説明いたします。

都市計画の案の作成に当たり、平成29年8月7日から2週間、公述人の募集を行ったところ、公述の申し出はございませんでした。

また、平成29年11月13日から2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 只今、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

特にないようでございますね。

意見がないようでございますので、表決に入ります。

まずこの3議案について、一括して表決を行うことに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 御異議がないようでありますので、この3議案につい

ては一括して表決を行います。

議第425号、426号、427号を原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 御異議がないようでございますので、原案どおり可決いたします。

次に御審議いただきますのは、議第428号でございますが、次の429号及び430号と相互に関連する内容でございますので、一括して幹事に説明をさせます。

6 議第428号「北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」

議第429号「東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」

議第430号「南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更」について

【幹事 高岡計画推進課長】 議第428号から430号「北部大阪、東部大阪、南部大阪都市計画 住宅市街地の開発整備の方針の変更」の3議案については、一括して御説明いたします。

資料1、議案書の37ページから53ページ、資料2、議案書資料の41ページから83ページでございます。

初めに、住宅市街地の開発整備の方針について御説明いたします。

今回の本方針の変更は、一斉見直しにより変更するものであり、大都市地域で住宅及び住宅地の供給を促進し、良好な住宅市街地の開発整備を図

のための、取り組み方針を示すものでございます。

また、本方針の策定に際しては、大都市法により住生活基本計画の重点供給地域と適合するように定めることとされています。

本方針に定める事項として、住宅市街地の開発整備の目標、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域等における相当規模の地区いわゆる重点地区とその重点地区の整備又は開発の計画の概要を定めることとなっております。

本方針においては住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備又は開発の方針を前文に、重点地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を別表に記載しております。

本方針を定める効果として、国及び地方公共団体に、都市計画の決定や事業の実施等に関連して必要となる公共施設の整備、その他必要な措置を講ずる努力義務が生じます。

次に変更内容について、御説明いたします。

なお、本案の作成に際しては、市町村と協議・調整をした上でっており、変更内容の詳細については資料2の41ページから83ページの新旧対照表等をあわせてご覧ください。

それでは前文の変更から御説明いたします。

前文は、住生活基本計画の基本目標等と整合を図るため、変更をしており、北部大阪、東部大阪及び南部大阪都市計画区域、ともに同一の内容となっております。

現方針では、安全・安心で居住魅力と活力のある大阪を目標とし、安全・安心を支える居住の確保を優先し、取り組んできました。近年の人口構造の変化や都市活力の低下など社会情勢がますます厳しくなることが懸

念されることを踏まえ、変更案では、多様な人々が住まい、訪れる居住魅力あふれる都市とすることとし、今までの安全・安心の確保の取り組みに加え、多様な人を惹きつけ生き活きとくらすことができる住まいと都市、環境に配慮された住まいと都市の実現を目指すこととしてございます。

この目標に沿って、テーマ別方針では、魅力や活力、環境、安全・安心に関するテーマを定め、それぞれの方針を示しております。

地域特性別方針では、現在の方針で掲げている建て替え促進や良質な住宅ストックの流通等の方針に加え、空き家の有効利用や都市農地の適正な保全についての記載を追加しております。

続きまして、重点地区の変更内容について御説明いたします。

北部大阪都市計画区域では、箕面市小田原西地区をはじめ、14地区で事業の完了に伴い削除を行い、茨木市の太田東芝町地区と庄一丁目地区を追加いたします。

また、箕面市と茨木市にまたがる国際文化公園都市地区では、土地利用計画の見直しに伴い区域及び計画の概要の変更を行い、豊中市の庄内地区を初め、5地区で計画の概要の変更を行います。

今回、追加する地区について御説明いたします。

茨木市の太田東芝町地区は、大規模工場跡地であり、土地利用転換を契機として、インフラの最適化を図りながら、居住、都市機能を適切に配置した都市づくりを促進することとしております。

同じく茨木市の庄一丁目地区でも、大規模工場跡地の土地利用転換を契機とし、JR東海道本線の新駅の整備を進めていることから、周辺の住宅に配慮した良好な市街地環境の形成を図ることとしております。

続きまして、東部大阪都市計画区域の変更内容を御説明いたします。

枚方市の牧野東地区をはじめ、15地区を事業の完了等に伴い削除し、

門真千石西町地区と守口市の東部地区を追加いたします。

また、守口市の八雲東2丁目地区の区域拡大に伴い、地区の名称を大日・八雲東町地区に変更いたします。

寝屋川市の萱島地区を初め、3地区で、事業進捗等に合わせて、区域及び計画の概要を変更し、枚方市の中宮第1地区を初め、4地区で計画の概要を変更いたします。

今回、追加する地区について御説明いたします。

門真千石西町地区では、府営住宅建替事業等により、土地の有効利用、住環境の改善等を図ることとしております。

守口市の東部地区では、道路等の地区施設の整備や木造賃貸住宅の建て替え等の促進を図ることで、住環境を整備し、良質な住宅の供給を図ることとしています。

続きまして、南部大阪都市計画区域の変更内容を御説明いたします。

羽曳野市の羽曳が丘地区を初め、26地区を事業の完了や計画の見直しに伴い削除し、岸和田丘陵地区では、土地利用計画の見直しに伴い区域及び計画の概要の変更を行います。

また、羽曳野市の古市地区をはじめ、3地区で、事業進捗等に合わせた計画の概要の変更を行います。

変更内容についての説明は以上でございます。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。

都市計画の案の作成に当たり、平成29年8月7日から2週間、公述人の募集を行ったところ、公述の申し出はございませんでした。

また、平成29年11月13日から2週間、都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 只今、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

【川田 委員】 大阪市都市計画局の川田です。

中身に関してはこれで結構だと思うんですけど、ちょっと確認ですけど、我々のこれからの都市計画を進める上でのことですが、住宅市街地の開発・整備の方針なので、法律的に言うと住宅市街地をこれからも良質なものを整備していこうと、そういう枠組みでつくられているんですけど、一方で最近、農地の問題がいろいろあって、都市計画もこれから農地というのは、市街化を図っていくというよりも、積極的に都市農地を保全して、位置づけていこうということで、かなりパラダイムシフトがされてきているんですけど、今回のその住宅市街地の開発・整備の方針の地域特性別方針でも、その都市農地において、農業の安定的な継続、良好な都市環境の形成に資する適正な保全ということでしっかり位置づけておられるということは評価したいんですけど、具体的にこのいろんな都市で、いろんな住宅市街地の開発・整備がされるんですけども、都市農地におけるこの適正な保全というのを、都市計画的にはどういうことをお考えになられているかというのをちょっと聞かせていただければありがたいと思います。

【塚口 会長】 幹事のほうからお答えいただけますでしょうか。

【幹事 高岡計画推進課長】 質問についてお答えさせていただきたいと思います。都市農地の保全につきましては、市街化区域内におきまして、特に保全といいますか、従前ですと開発をするような土地として位置づけられておりましたが、明らかに保全するというような流れになってございます。その中で生産緑地地区の指定をはじめ、いろんな指定をしてございまして、まだ全体の仕切りができてございませんが、それぞれの方向性を見きわめながら、特に地区のポテンシャルと、区画整理事業等々の面整備

事業等の整合等も見ながら、地区の特性を見て、農業活動をされる方、意欲のある方等の声も聞きながら、地域の独自性に合わせながらやらせていただくというようなことで考えておるところです。場所、場所でそれぞれきめ細かく見ながら進めていくというようなことで考えている次第でございます。

【塚口 会長】 よろしゅうございましょうか。

【川田 委員】 大体わかるんです。その大阪府の都市計画部分の役割というのはそこでどういう役割になるのかというのをもし教えていただけたら。

【幹事 高岡計画推進課長】 府としての役割は、この件に限らず、広域的な調整機能というようなことが主眼になってございます。あとは法令上の定めとのバランスをとるというようなことが、大阪府にとっての今の都市計画の位置づけでございますので、周辺で取り巻いております環境等々の御説明を差し上げながらバランス調整をさせていただくということが大阪府の課題、役割かと思っております。

【幹事 柴崎都市計画室長】 都市計画室長の柴崎でございます。

大阪府の役割というお話でございましたけども、基本的にいろんな都市計画の権限が市町村さんのほうにおりてきているといたしますか、そういう状況になっております。その中で大阪府の役割というのは、例えばいろんな形のガイドラインをつくって、基本的なことをまずお示しした上で、それぞれの地域の実情に応じた運用をしていくと、例えば、調整区域の中で地区計画をどう打っていくか。その地区計画のガイドラインを我々つくっておりますし、線引きの見直しなんかについても、こういったところの市街化はいいけども、こういったところは逆に市街化じゃなくて、逆線のことも考えていかなければならないと、今回、報告事項もございますけども、

大きな流れを基本的な方向としてガイドラインなどでお示しさせていただく。その中でそれをどのように運用していくか、それぞれの地域の方のほうで考えていただくと。例えばこの生産緑地、今はまだいろんな議論中でございますし、この間生産緑地の税制の関係が新しく特定生産緑地についても運用されるといいますか、税の猶予ができるという話になっておりますけども、そういうことも踏まえて、府全体としてどう考えるかということとをまずお示しした上で、それぞれの市の中でまた御議論いただくと、そういう役目を担っているものだと思っております。

【塚口 会長】 よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。どうぞ。

【吉田 委員】 大阪府の見解を聞きたいことが一つありまして、どうということかといいましたら、茨木市の場合はこの新駅を中心にして、東芝の跡地も追手門学院が来られるということで、現実にはそのインフラが変わってそれぞれその周辺のまちづくりをどうするかみたいところで、一番これからの視点として置かんといかんと思うのは、そのいわゆる企業の要らなくなった土地の利活用をどうするかの話で、これは待つて仕事をするのと違って、大商さんなり、商工会議所がいろんなことで情報を先取りして持つておられたら、そういうのをきちっと情報収集していただくと、もう一つは、例えば企業の社宅を売ったり、いろんなことがあるかもわかりませんが、そのまちにとって、また地域にとって一番何が必要なのか、いわゆる次世代の人のことを考えて、例えば10年後、このまちがどうなっていくのかというような戦略性の高い計画を立てていく必要があるのかなと思うんですね。

それからもう一方では、優良企業が出ていくことはやっぱり避けないといかんもんですから、これはもう地方自治体全てに言えることかもわかり

ませんが、平素のお付き合いをどうしていくかということもやっぱり考えながら、密度の濃いリアルタイムの情報をいかに得ていくかということの役割って多少なりとも連携する中で、ただ一部署でこれをやるということではなくて大阪府も横断的にやっていくことが必要かなと思っているんですね。

それもですし、密集市街地のことも含めて、防災の観点からも十分考えていただいているんですけども、そのことも含めて、企業の要らなくなった土地をどんどん放出していく中で、ややもすれば、早く儲かるもんやからマンション業者が買ってしまっていてやっていくところが随分多くなってきているものですから、そんなことを思うもので。大阪府が今考えておられていることで結構ですから、何か見解があれば。

【塚口 会長】 御見解をお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

【幹事 柴崎都市計画室長】 ちょっと議案から大きく離れてしましますが、我々の考え方というものをちょっと、お答えになるかどうか分かりませんが、お聞かせさせていただきます。

まず、都市計画で全ての物事が進んでいくということではなくて、やはりこのまちづくりというのはいろいろな部局、あるいは官・民それぞれがいろんな役割を担って良好なまちができていくものだと思っています。今、先生がおっしゃっているその工場が抜けていく、特に優良な企業が抜けていくということについての非常な課題認識、それは我々ももちろん持っておりますし、そういったことをいかになくしていくか、あるいは新たな企業を誘致していくためにはどうしたらいいかということで、今まで我々はそのインフラをどちらかというと提供して、その後お任せというような、そういった流れが長い間続いていたと思うんですけども、今後人口減少

社会とか、あるいは都市間競争が激しくなっていく中では、そういったことをちゃんと念頭に、つくった後の利活用をまず考えながらインフラをつくっていく、あるいはそれをより利活用していくという、そういった考え方が非常に重要だと思っています。そういった意味で、例えば新名神ですか、あるいは第二京阪なんかでも、つくるときからその後の跡地の活用とか、沿線の活用についても考えているところでございます。

今後は、その今あるインフラを活かすやり方というものを考えないといけないわけで、そのためにはやはり企業様との情報交換、あるいは市町村さんとの連携、そういったものがますます重要になってくると思っています。ですので、やはりそのオール大阪といいますか、市さん、あるいは府、あるいは民間と手を携えて、そういう都市間競争に勝っていくことが必要で我々インフラを計画、あるいは整備していく立場では、インフラを有効に利活用していただく、そういった姿勢でいろんな情報交換なりをしていきたい、そのように考えております。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

【吉田 委員】 島本町で今、日立金属というところがあって、ここ今現在6ヘクタールあるんですね、島本町が今いろんなことでどんどんマンションが建って行って、日立金属までこれ全部がマンションになってしまうと、学校を一つ建てないといけないということで、町の財政的な影響も受けるみたいなところがあって、島本町のみで今の情報量とかいろんなことを考えるときに、やっぱりちょっと荷が重いところがあるかなとったりするものですから、今、企業のことを何でこれは大事やからって言っているのは、今もこれちょうど東芝の跡地であるとか、あそこのエレベータの会社の跡地がこの話題になっているからそんなことを申し上げているわけであって、ぜひこんなことをやっぱり大阪も先取りした形で考えてい

っていただきたいなと思うんですよ。そんなことで、意見だけ申し上げておきますので。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

他に御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは他に御意見、御質問がないようでありますので、表決に入ります。

まず、この3議案について一括して表決を行うことに御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 御異議がないようですので、一括して表決を行います。

議第428号、429号、430号を原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

次に御審議いただきますのは、議題431号でございます。

その内容について幹事に説明させます。

7 議第431号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について

【幹事 高岡計画推進課長】 議第431号「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更」について御説明いたします。

資料1、議案書の55ページから59ページ、資料2、議案書資料の85ページから88ページでございます。

初めに、防災街区の整備の方針について御説明いたします。

今回の本方針の変更は、一斉見直しにより変更するものであり、道路等の公共施設が未整備で狭小な敷地に老朽化した建築物が建ち並び、防災上危険な密集市街地について防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るとともに公共施設の整備や建築物の不燃化・耐震化の促進など、防災性向上のための取り組み方針を示すものでございます。

方針の構成としまして、前文に、市街地の整備の方針、別表に、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区、いわゆる防災再開発促進地区を定めており、その防災再開発促進地区においては、地区の区域、整備又は開発の計画の概要を定めております。

策定の効果としては、国及び地方公共団体は、方針に従い、事業実施やその他必要な措置を講ずる努力義務が生じるとともに具体的な事業の実施の方針をあらかじめ関係権利者などに明らかにすることができます。

また、防災再開発促進地区の指定により、延焼等危険建築物に対する除却の勧告等が可能となります。

それでは変更内容について御説明いたします。

本案の作成に際しては、市町村と協議・調整をした上で行っており、それらを踏まえ、見直しの検討を行った結果、北部大阪及び南部大阪都市計画区域についての変更はなく、東部大阪都市計画区域のみ変更を行うこととなりました。

前文の変更はなく引き続き、建蔽率60%以上の地域では準防火地域の指定を原則とし、密集市街地については、防災街区整備地区計画等の活用による安全な市街地の形成を誘導することとしております。

防災再開発促進地区については、住宅市街地総合整備事業の密集型や市街地再開発事業など防災街区の整備に資する事業の導入を図ることで、都

市の修復・再生に努めることとしております。

続きまして、別表の変更について御説明いたします。

資料2の86ページから87ページの新旧対照表をあわせてご覧ください。

防災再開発促進地区は、現在7地区を指定しており、今回の見直しでは、寝屋川市の萱島東地区をはじめ4地区で、計画の進捗に伴う文言修正や、都市計画道路の変更等による地区の状況の変化等に合わせて、整備又は開発の計画の概要の変更をいたします。

変更内容についての説明は以上でございます。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。

都市計画の案の作成に当たり、平成29年8月7日から2週間、公述人の募集を行ったところ公述の申し出はございませんでした。

また、平成29年11月13日から2週間、案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 只今、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

特にないようでございますので、表決に入ります。

議第431号を原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 異議がないようでございますので、原案どおり可決いたします。

次に御審議いただきますのは、議第432号でございます。

その内容について幹事に説明をさせます。

8 議第432号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について

【幹事 高岡計画推進課長】 議第432号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について御説明いたします。

資料1、議案書の61ページから63ページ、資料2、議案書資料の89ページから91ページでございます。

臨港地区とは、都市計画法に基づく地域地区で、港湾を管理運営するため定めるものでございます。

臨港地区に関する都市計画は、港湾管理者が申し出た案に基づいて定めるものと都市計画法に規定されております。臨港地区に指定することで、港湾法に基づき港湾管理者は臨港地区内に分区を指定することができ、分区が指定された区域内は用途地域等による用途規制が適用除外となり、分区による構築物等の用途規制が行われることとなります。堺泉北港は、堺市、高石市、泉大津市にまたがっており、そのうち、約1,740ヘクタールに臨港地区を定めております。

今回、新たに埋立竣工し、土地利用が明確になった夕風町地区の一部について、臨港地区の指定を行うものでございます。

夕風町地区について、御説明いたします。

夕風町地区は、堺泉北港の南端、泉大津市域にあり、土地利用を図ることを目的に、公有水面埋立法に基づき造成する区域で、全域が市街化区域、用途地域は準工業地域を指定しております。黄色の区域については、既に臨港地区に指定しており、今回、埋立竣工し、土地利用を図る赤色の区域について、新たに臨港地区に指定いたします。

現在、臨港地区に指定されている区域においては、荷さばき地、中古車オークション会場、中古車保管ヤード、工業用地となっております。また、

多目的緑地やメガソーラー事業用地として土地利用を行っているエリアは、廃棄物最終処分場として維持管理が必要な管理型区画であることから、暫定的な土地利用を行っております。

今回、臨港地区に指定する区域は、平成29年11月までに埋立竣工した約8.1ヘクタールの区域で、今後、一般の貨物を取り扱う用地として土地利用を図る予定でございます。

なお、都市計画の決定事項ではありませんが、港湾管理者は臨港地区内に分区を指定し、構造物の建設等を制限することができます。分区には商港区、工業港区、マリーナ港区、修景厚生港区などの種類があり、追加する地区の周辺には、商港区、工業港区を指定しております。追加する地区では、旅客または一般の貨物を取り扱わせることを目的とする商港区が、臨港地区の変更がされた後、港湾管理者により指定される予定でございます。

次に臨港地区の変更に係る都市計画等の手続について御説明いたします。

港湾管理者より、都市計画法に基づき、平成29年3月30日付で臨港地区の変更案の申し出を受理いたしました。これを受けて、都市計画にかかる案を作成し、当該案について、平成29年8月7日から2週間、公述人の募集を行ったところ、公述の申し出はございませんでした。

また、平成29年11月13日から2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 只今、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

特にないようでございますね。ないようでございますので、表決に入ります。

議第432号を原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 御異議ないようでありますので、原案どおり可決いたします。

続きまして御審議いただきますのは、議第433号でございますが、次の434号、435号、436号と、相互に関連する内容でありますので、一括して幹事に説明をさせます。

9 議第433号「南部大阪都市計画道路の変更」

議第434号「南部大阪都市計画道路の変更」

議第435号「南部大阪都市計画道路の変更」

議第436号「南部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事 高岡計画推進課長】 議第433号から議第436号までの「南部大阪都市計画道路の変更」の4案件は、相互に関連がございますので、一括して御説明いたします。

議案書65ページから79ページ、審議会資料93ページから116ページをご覧ください。

都市計画道路泉州山手線は、和泉市域の堺市界から、泉佐野市域の国道481号までを結ぶ、延長18.4キロメートルの広域幹線道路です。

また、都市計画道路大阪岸和田南海線及び大阪岸和田泉南線は、和泉市域の高石市境から泉佐野市域の国道481号までを結ぶ、延長19.5キロメートルの広域幹線道路です。

これらは、国道26号と国道170号の中間に位置し、泉州地域におけ

る、大阪・堺方面と和歌山方面を連絡する幹線道路です。

そのうち、未整備区間の、泉州山手線と、大阪岸和田南海線及び大阪岸和田泉南線について、将来交通量推計、沿線まちづくりへの寄与及び防災機能の強化等を検討するとともに、計画の必要性や事業の実現性を評価し、沿線市町とも協議した結果、2路線のうち、泉州山手線で対応が可能であると考えております。

泉州山手線については、岸和田市域、貝塚市域及び熊取町域において、車線数、幅員、構造及び名称等の計画内容を変更し、大阪岸和田南海線及び大阪岸和田泉南線については、計画を廃止します。

この変更により、この地域の広域幹線道路ネットワークは、堺市・和泉市境から熊取町までを泉州山手線で結び、国道170号や、現在事業中の大阪岸和田南海線及び国道481号を經由して、関西国際空港や和歌山方面につながることとなります。

まず、泉州山手線とそれに関連する路線の変更内容について、御説明します。

岸和田市域の道路構造について、8車線から、交通処理上必要な4車線に変更するとともに、標準幅員を65メートルから31メートルに変更し、名称を3・1・202-1号泉州山手線から、3・2・202-1号泉州山手線に変更します。

次に、貝塚市域の道路構造について、8車線から、交通処理上必要な4車線に変更するとともに、標準幅員を65メートルから31メートルに変更し、名称を3・1・208-1号泉州山手線から、3・2・208-1号泉州山手線に変更します。さらに、延長を精査し、約2,210メートルから約2,090メートルに変更します。

また、熊取町域の道路構造について、6車線から、交通処理上必要な4

車線に変更するとともに、標準幅員を32メートルから31メートルに変更します。

岸和田市域の交差構造について、大阪府が決定する岸和田中央線及び、岸和田市が決定する久米田岡山線ほか3路線は、交差点での交通処理を再検討した結果、平面交差での交通処理が可能であることから、立体交差を、平面交差に変更します。

そのうち、岸和田市が決定する案件であります、久米田岡山線ほか3路線の変更については、平成29年12月4日に開催された岸和田市都市計画審議会にて承認されております。

次に、計画を廃止することとしている大阪岸和田南海線及び大阪岸和田泉南線とそれに関連する路線の変更内容について、御説明します。

まず、岸和田市域の大阪岸和田南海線については、岸和田市の地域ネットワークとして存続し、市にて都市計画の対応を行う路線となります。

貝塚市域において、3・3・208-5号大阪岸和田南海線を廃止するとともに、それと交差する、大阪府が決定する貝塚中央線、和泉橋本駅東線及び、貝塚市が決定する津田半田線ほか3路線は、大阪岸和田南海線の廃止により、交差数が減少します。

そのうち、貝塚市が決定する案件であります、津田半田線ほか3路線の変更については、平成29年11月17日に開催された貝塚市都市計画審議会にて承認されております。

また、泉佐野市域においては、3・3・213-6号大阪岸和田泉南線及び、3・3・213-7号大阪岸和田泉南線を廃止します。

さらに、熊取町域においては、3・3・361-3号大阪岸和田南海線及び、3・3・361-4号大阪岸和田南海線の一部区間を廃止します。

この案件について、昨年7月及び8月に岸和田市にて4回、貝塚市にて

3回、泉佐野市及び熊取町にて3回地元説明会を開催しました。

また、8月28日に公聴会を開催し、1名の公述がありました。

さらに、10月23日から11月6日までの2週間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、1通の意見書が提出されました。

公聴会における公述の要旨と大阪府の見解については、お配りした、資料5-1に記載しております。意見書の要旨と大阪府の見解については、お配りした、資料5-2に記載しております。

まず、公述の要旨は次のとおりです。

今回の都市計画道路区域に土地を所有しております。もともとの本件の都市計画は昭和46年に決定したということだが、昭和46年のときになぜ説明が無かったのか。

また、医療法人である七山病院の土地の水道設備で井戸水を使い、飲料水その他生活用水全てを賄っております。この水道設備は昭和46年以前からここでずっと継続して、井戸から水道を引いており、入院患者あるいは入所の方等々の水を全てこの水道設備で賄っております。

今回この道路により、この水道設備が使えなくなるのであれば、今回の計画については断固反対。という意見でございます。

これに対する大阪府の見解は、都市計画決定の手續につきましては、都市計画決定及び変更時の都市計画法に基づき適切に行っております。都市計画道路泉州山手線の予定区域内にある水道設備につきましては、事業実施の際に、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき、事業者として適切に対応することとなりますので、御理解をお願いいたします。としております。

次に、意見書の要旨は次のとおりであります。

6年前にここ熊取町七山に家を建てました。子供がまだ小学校一年生な

ので、せめて高校を卒業するまではこの家で過ごしたいというのが私たち家族の本音、気持ちです。

これに対する府の見解は、都市計画道路泉州山手線については、大阪府都市整備中期計画（案）において、平成32年度までに着手することとされていますが、事業延長が約10キロメートルに及ぶことから、区間を定めて、順次、事業を実施することとしています。今後、事業実施に当たっては、道路事業者として、地権者の皆様に、丁寧に説明しながら事業を進めてまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。としております。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 只今、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

特にないようでございますので表決に入りたいと思います。

まず、この4議案について一括して表決することに御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

【塚口 会長】 それでは、一括して表決ということにいたします。

議第433号、434号、435号及び436号を原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

【塚口 会長】 御異議がないようでありますので、原案どおり可決いたします。

次に御審議いただきますのは、議第437号でございます。

その内容について幹事に説明をさせます。

10 議第437号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（枚方市）」について

【幹事 広瀬枚方市都市整備部参事】 枚方市都市整備部参事の広瀬でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第437号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について、御説明いたします。

資料1、議案書の81ページから83ページ、資料2、議案書資料の117ページから119ページでございます。

本日御審議いただきます案件は、特定行政庁である枚方市が、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、産業廃棄物処理施設の建築許可を行うに当たり、本審議会に付議するものでございます。

初めに、建築基準法第51条の規定の概要について、御説明いたします。

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場などを建築する場合には、周辺の環境に与える影響が大きいことから、原則的に、都市計画において敷地の位置が決定されていなければなりません。同条のただし書きで、特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、都市計画決定されていなくても、建築が可能となるものでございます。

それでは、本案件について、御説明いたします。

本案件の敷地は、枚方市の中南部に位置する、市街化区域内の枚方市春日北町2丁目でございます。

現在、当該敷地には、アスファルトプラントが設置されており、アスファルトや骨材等を混合し、道路の舗装工事などで使用するアスファルト合材を製造・販売しております。

今回、計画されております施設は、がれき類の破砕施設で、1日の処理能力は747トンでございます。

本計画は、既存のアスファルト合材プラントの敷地内に、がれき類の破砕施設を設置し、これまで外部に委託していた破砕処理を、自社で行うものでございます。

敷地面積は約7,500平方メートル、既設建物の延べ面積は約600平方メートルで、赤色で示しておりますのが今回の計画建物で、延べ面積は約400平方メートルでございます。

敷地は、市道春日西町北町第1号線に接道しており、周辺の道路は、国道307号、府道枚方交野寝屋川線、市道池之宮春日線が整備されております。また、用途地域は工業専用地域に指定されております。

近接する住居系の用途地域は、南東に位置する第一種中高層住居専用地域で、約250メートル離れております。

こちらは、敷地境界線から300メートル程度の範囲における、建物の用途別現況図を示したものでございます。敷地の周辺は、青色で示す工場施設や、水色で示す倉庫などが多く立地しており、敷地の南側は農地として利用されております。最も近い公益施設は、南東にございます保育園で、敷地より約230メートル離れており、最も近い住宅地は、同じく南東側で、敷地より約250メートル離れております。

次に、生活環境影響調査について御説明いたします。

本計画に当たりましては、並行して廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、処理施設の設置許可申請がなされており、その手続におきまして、生活環境影響調査が事業者により実施されております。

調査項目は、施設の稼働に伴うものとして、敷地周辺の調査地点1から4におきまして、大気質、騒音、振動の調査・分析を行っております。

また、運搬車両の走行に伴うものとして、搬入出経路となる調査地点A、B、Cにおきまして、大気質、騒音、振動の調査・分析を行っております。

こちらは、影響調査の分析結果でございます。

施設の稼働並びに運搬車両の走行に伴う影響については、大気質・騒音・振動、全ての項目において、予測値が環境保全目標を満たしていることから、「本計画による周辺環境への影響は軽微であると評価できる」とされております。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可申請の事前の手续としまして、「枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」に基づき、事業者が地元説明会を行うとともに、平成29年8月18日から9月17日までの間、事業計画書の縦覧を行っており、意見書が1通、提出されております。

まず、地元説明会の質疑の主な内容とその対応でございますが、まず1点目、「農業に悪影響を及ぼさないように排水の管理を徹底すること」に対し、事業者からは、「敷地の外周に側溝を設置しており、油水分離槽を経由して北側の公共雨水管へ排水する計画であり、年1回水質検査を行い、情報公開する」と回答されております。

また、「騒音に対して対策を講じること」に対しましては、「工場建屋への遮音材の使用、がれき投入部における遮音壁の設置により騒音を低減させるとともに、年1回、騒音測定を行い、情報公開する」と回答されております。

「運搬車両台数はどのくらい減少するのか」との質問に対しましては、「平成26年度の運搬車両全体では年間で約9,800台であり、今回、自社でがれき処理を行うことで、約3,000台の運搬車両が削減できる」と回答されております。

また、提出されました意見書の主な内容は、「粉塵対策を徹底すること」であり、事業者からは、「粉塵対策として場内を全面舗装し、がれきの破砕処理施設を建屋で囲い、集じん装置を設けるなど、引き続き、法令等に基づく基準に適合させるよう管理を徹底していく」と見解を示されております。

なお、この意見書は、「枚方市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例」の規定に基づき提出されたもので、意見書が提出された場合、事業者は、それに対する見解書を当該意見書を提出した関係住民に示さなければならないと条例で規定しておりますことから、事業者において、意見書を提出された方に十分な説明等がなされており、承諾をいただいた旨の報告を受けております。

枚方市としましても、これらの意見に対し、適切な対策を講じるよう、事業者に通知しているところでございます。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 只今、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

御意見、御質問はないようでございますので、表決に入ります。

議第437号を原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 異議がないようでありますので、原案どおり可決いたします。

続きまして御審議いただきますのは、議第438号でございます。

その内容について幹事に説明をさせます

11 議第438号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）」について

【幹事 牧田審査指導課長】 議第438号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）」につきまして御説明いたします。

大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課長をしております牧田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議案書のページですが、85ページから87ページ、資料につきましては121ページから123ページでございます。

本日御審議いただきます案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づきまして、特定行政庁である大阪府が産業廃棄物処理施設の建築許可を行うに当たりまして、本審議会に付議するものでございます。よろしく願いいたします。

本案件の敷地ですが、泉大津市の西にあります、埋立地の泉大津フェニックス内にあり、夕風町13番5の一部に位置します。用途地域は、準工業地域内に指定されております。当敷地の南東約2.5キロメートルのところには第2種住居地域が位置しております。また当敷地は、臨港地区内の工業工区に指定されております。

施設につきましては、新設の計画でございまして、がれき類など4品目の産業廃棄物の中間処理施設でございます。破砕機1台を設置しまして、1日の処理能力は、コンクリートがらのがれき類が1,064トンでございます。

敷地面積ですが、9,919.21平方メートルございまして、建築物は、破砕施設棟などがございます。建築面積の合計ですが、1,443.

45平方メートルとなります。

敷地の写真でございますけども、南西方向から北東方向へ市街地を見た写真となっております。赤線で囲みました範囲が当敷地となっております。

当敷地は埋立地内の西側に位置しておりまして、敷地の北側は現在埋め立て中でございます。

周辺には病院、学校などの公共施設や住宅はございません。その他の施設としましては、太陽光発電所や自動車のヤードなどが立地しております。なお、最も近い住宅地は本敷地より約2.5キロメートル離れたところがございます。

当敷地への廃棄物搬出入路につきましては、供用開始予定である臨港道路汐見沖1-3号線などを経まして、大阪臨海線へ向かうルートとしております。

次に、生活環境影響調査でございますが、事業者からは建築基準法第51条の許可申請と並行いたしまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づきまして、施設の設置許可申請がなされております。その中で生活環境影響調査が事業者により実施されております。

今回対象となりました調査項目ですが、騒音と振動でございます。

調査範囲でございますけども、当敷地の周辺には住宅が存在しない、それと調査項目を施設の稼働によります騒音と振動としたことから、敷地境界を調査範囲といたしました。ちょうど赤線で囲ったところでございます。

測定箇所につきましては、破碎施設と廃棄物の搬出入の入り口付近の2カ所で行っております。

生活環境影響調査の結果といたしましては、施設の稼働によります騒音・振動への影響につきまして、ともに規制基準を下回り、周辺的生活環

境への影響は軽微とされております。

事業実施に際しまして、騒音発生機器を建物内において稼働させることなどによりまして、周辺への影響を回避・低減することといたしております。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づきます産業廃棄物処理業の許可申請の事前手続といたしまして、大阪府循環型社会形成推進条例に基づきまして、事業者が説明会を開催しております。平成29年9月12日から10月11日までの期間で、事業計画書の閲覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

大阪府といたしましては、生活環境保全のための措置の確実な実施と、施設の維持管理の徹底を事業者に通知しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【塚口 会長】 只今、幹事から説明を受けました議案につきまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

特にないようでございますので、表決に入ります。

議第438号を原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【塚口 会長】 異議がないようでありますので、原案どおり可決いたします。

ここまでは審議案件でございましたが、引き続きまして、報告案件について進めてまいります。

第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針について、幹事から報告がございました。

12 報告案件「第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」について

【幹事 中村計画推進課参事】 都市計画室計画推進課参事の中村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

「第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」について、御説明いたします。

お配りしております、資料8-1、8-2をご覧ください。

区域区分の変更とは、先ほどの議題でも御説明いたしましたが、市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更のことでございます。

区域区分の変更は、おおむね5年に1度、市町村からの案に基づき、大阪府が実施しております。

昭和45年度に、区域区分の設定、いわゆる当初線引きを行い、その後、7回の一斉見直し等を経て、現在に至っております。

区域区分変更についての基本方針とは、この区域区分の変更、いわゆる線引き見直しにあたっての大阪府の考えをまとめたものであり、平成32年度に予定しております次回の一斉見直しは、本方針に基づき実施するものであります。

区域区分制度は、約50年にわたり、大阪府の計画的な市街地の形成に、大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、この間、人口減少社会の到来、急激な高齢化の進展、厳しい財政的制約など、社会経済情勢が大きく変化しております。

このような中、無秩序に新たな市街地を拡大することは、市街地の拡散によって、人口密度の低下を招き、公共交通の衰退、都市施設の維持管理

や福祉施設等の行政コスト増大など、さまざまな問題を引き起こすことが懸念されております。

そこで、前回、第7回の方針においては、住宅系市街地の拡散を抑制することとし、主要な幹線道路沿道における産業系土地利用を誘導する区域や、市町村マスタープラン等に地域の生活拠点として位置づけられた鉄道駅等への徒歩圏の区域における住宅系土地利用を誘導する区域について、市街化区域へ編入することとしておりました。

また、市街化区域において、計画的な市街地整備の見込みがない区域を市街化調整区域へ編入することとしておりました。

今回、第8回の方針においても、引き続き、人口の減少が見込まれることから、前回の考え方を踏襲しつつ、自然災害の激甚化・広域化などの社会情勢の変化を踏まえ、また、府において策定した大阪府国土利用計画や市町村が策定を進めている立地適正化計画の考えなどを取り入れ、適切な区域区分の変更を行い、良好な市街地を形成・維持することを目的として作成いたしました。

第8回の方針の基本的な考え方として、まずは、現行の市街化区域における、既成市街地の再整備や低未利用地の活用等により、土地の有効活用を図り、市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本としております。市町村マスタープラン、立地適正化計画等との整合を図り、都市機能を集約する区域や交通ネットワークを活用した産業立地を促進する区域については、必要最小限の区域で市街化区域へ編入することとしております。

また、市街化区域において、計画的な市街化の見込みがない区域等については、市街化調整区域へ編入することとしております。

市街化調整区域における災害のリスクが高い区域については、原則として市街化区域へ編入しないものとしております。

市街化区域への編入に当たっては、緑地の保全、景観配慮、緑化目標の確保、都市農地の適切な保全に努めるものとしております。

市街化区域への編入を検討する区域について御説明いたします。

市町村マスタープラン等に位置づけられた地域の生活拠点からの徒歩圏の区域において、または、主要な幹線道路沿道の区域における産業系の土地利用を新たに誘導する区域において、現行の市街化区域と連担しているなど、一体の市街地形成が図られる区域であり、土地区画整理事業や地区計画等を定めることにより、新たに計画的な土地利用を誘導するものについては、新市街地として市街化区域への編入を検討するとしております。

また、既に土地利用が図られており、人口密度が高い区域であって、市街化区域へ編入することにより、より良好な市街地の形成及び保全を図っていくべき区域については、既成市街地として市街化区域への編入を検討するとしております。

現行の市街化区域に連担していないものの、インターチェンジ、鉄道駅、役場等の周辺などの一団の土地の区域であって、計画的な市街化が確実に図られる区域については、飛地として市街化区域への編入を検討するとしております。

公有水面埋立法に基づく埋立免許によって、事業実施中または完了している区域については、埋立地として市街化区域への編入を検討するとしております。

市街化調整区域への編入を検討する区域について御説明いたします。

計画的な市街化の見込みがない区域や溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれがあるなど、災害リスクの高い区域について、市街化調整区域への編入を検討するとしております。

基本方針の策定に当たっては、市町村への説明や意見照会、各関係機関

との協議・調整に加え、府民意見等の募集を12月25日から1月23日まで行いました。

御意見としては1件ございましたが、区域区分の変更に関する御意見はございませんでした。

今後のスケジュールを御説明いたします。

本方針につきましては、本日、御意見をいただきました内容を踏まえまして、今年度末に策定する予定でございます。なお、来年度以降の予定ですが、現在のところ、策定した方針に基づき、市町村と地区の協議・調整を行い、都市計画手続を経て、平成32年度に第8回一斉見直しを実施する予定としております。

説明は以上でございます。

【塚口 会長】 只今の報告案件につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

どうぞ。

【阪口 委員】 誠に恐縮でございます。1点だけ御要望だけ申し上げたいのでよろしくお願い申し上げたいと思います。

先ほどから、いろいろと吉田先生も、また川田委員もいろいろ御意見いただきました。非常に市町村といたしましても頑張らないかなと、ありがたいエールをいただいたのかなと思って感謝しておりますけども、各先生方も御承知のとおり、今、特に地方財政、これは大阪府さんも一緒やと思うんですけども、少子高齢化が非常に急速に、超高齢化が進んでおります。また人口減少ということも。まだ大阪の都市部は中山間地域に比べれば若干緩やかでございます。しかし、確実に2025年というんですか、団塊の世代が大量に後期高齢になられるというのは近いわけでありまして、これは非常に危惧しております。

何が言いたいかといいますと、もう扶助費といいまして、社会保障経費がどんどん、どんどん上がっていきまして、私が市長になった平成15年からこの14年、15年ぐらいで20億台だったものが今60億になりました。この間、私の高石市の一般会計予算は200億ぐらいですけど、そして人件費と申しますか、職員600人を350人に減らして、60億を35億まで減らしましてですね、それで何とかアップアップというような状況でございます。

だからこそ、僕は、吉田先生がおっしゃっていただいている、うちも臨海コンビナートがあるんですが、50年たちまして、プラントが大分歯抜けになってきまして、何とか企業に新しい設備投資をとということで固定資産税を軽減いたしまして、償却資産、土地、上屋を2分の1から今3分の1とか、防災対策やったらゼロやとかですね、とにかく一生懸命企業誘致をしとるわけです。何とかおかげさんで企業も頑張って設備投資を進めてくれています。何とか埋まってきているんですけども、やはり出ていく企業もあります。これをどう確保するかって非常に大きな課題であります。

一方で農地の保全、うちもほとんど密集した市街地ですから、それで要するに、何とか農地を保全しようと思って、若い人に農業経営者を育成しようと思ってやっています。高石産とか大阪産で、この間のなにわ農業賞で富田林のトマト栽培の若い方がレストランと直結してトマトをつくっているとか、そういう方もおられ、決して、どんどん開発優先ということではなく、農業振興としても頑張っているつもりです。市民農園とかそういったことも含めてですね。

しかしながら、やはり全体として先ほど冒頭申し上げましたように、国も地方も非常に厳しい、また国も地方交付税をどんどん減らしていこうか、先ほど申し上げました社会保障の経費がどんどん増加してくるならば自治

体として自主財源を何とか確保したいと言えば、やはり土地を活かすしかないんですよ。私のところはまだしも、隣におられる松本村長さんのところなんかはほとんど市街化調整区域でして、お気の毒な状態であります。やはりそこらも各先生方よく考えていただいて、とにかく、そういう自主財源を確保して、市町村として安定できる経営ができて、そしてそこに住んでおられる住民さんの福祉・教育が確保できるようなまちづくりをぜひともお願い申し上げまして、御要望とさせていただき、今後とも市町村の意見も十分聞いていただいて、進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

【塚口 会長】 ありがとうございました。

ほかに御発言ございますでしょうか。

それでは、他にないようでございますので、報告いたしました内容につきまして、いただいた御意見も踏まえて、今後この見直し作業を適切に進めていただければと思います。

それでは、最後になりましたが、都市公園のあり方について、幹事から中間報告がございます。

13 報告案件「都市計画公園のあり方について（中間報告）」について

【幹事 井上公園課長】 都市計画室公園課長の井上でございます。報告案件2つ目の「都市計画公園のあり方」につきまして中間報告をさせていただきます。

前方のスクリーンと資料9をご覧ください。

本件は、本審議会の御承認をいただき、「都市計画公園」が、都市・まちづくりの課題改善のために、どのように積極的に活用できるかにつきまして

して、府営公園を中心に検討を進めてまいりました。

まず、「府営公園の意義」を明確にするため、府営公園の位置づけを整理いたしております。

「みどり施策」の総合的な計画といたしまして本府が平成21年に策定しました、「みどりの大阪推進計画」では、「みどりの風を感じる大阪」を実現するための、みどりのネットワークの拠点として、また、本審議会から答申いただいた「大阪府における都市計画のあり方」では、都市づくりの基本目標を実現するための重要な都市基盤として、それぞれ位置づけられています。

また、府営公園の成り立ちは、景勝地の保全や都市の膨張の抑制、災害時における広域避難場所など、各時代のさまざまな社会要請を受け入れてまいりました。

以上のことから整理しますと、府営公園の意義は、「各時代のさまざまな社会要請を先導的に受け入れ、都市・まちづくりを牽引すること」と言えます。

府営公園を取り巻く環境の変化につきましては、人口減少・少子高齢化の進行や自然災害の発生リスクの高まり、ライフスタイルの多様化などを挙げております。

次に、府営公園の現状と課題について御説明させていただきます。

府営公園は、全部で20カ所あり、防災公園としての整備や、施設の着実な維持、更新を進めております。また年間の来園者は、近年、増加傾向にあります。管理のさらなる充実や、利便性の向上といった、多様化するニーズへの対応、学校や地域住民、民間企業などの、多様な主体が協働しやすい仕組みづくりなどが課題となっています。

以上のような府営公園の意義、取り巻く環境の変化、及び現状と課題を

踏まえ、府営公園の基本理念を、「都市の風格を高めるみどりのネットワークの拠点」と、「安全・安心で快適な暮らしを支える重要な都市基盤」としております。

また、元気で魅力ある大阪の都市づくりを実現するため、府営公園の目標像を、「大阪の魅力を高める公園」、「府民の豊かな生活を育む公園」、「府民の安全・安心を支える公園」、「都市の自然環境を次世代に継承する公園」の4つとしております。

これらの目標像を実現するため、今後の取り組みの基本的な方針を7つ掲げております。

1つ目は、「公園毎の特色を活かし育み、“都市の顔”となる公園づくり」で、例として、都市魅力を支える各公園の将来像についてマネジメントプランを策定することなどを挙げております。

2つ目は、「民間活力を積極的に導入し、都市の活力を生み出す公園づくり」です。今後、より一層府営公園を活性化するためには、民間が参入しやすい環境整備が必要ということでございます。

3つ目は、「公園を柔軟に使いこなし、地域社会に貢献する公園づくり」で、例として、地域課題やニーズに合わせて施設をコンバージョンすることなどを挙げております。

4つ目は、「府民の命を守る公園づくり」で、例として、防災公園の整備や防災意識の啓発などを挙げております。

5つ目は、「誰もが安全・安心・快適に利用できる公園づくり」で、例としまして、ユニバーサルデザインの推進やインバウンドにも対応した情報発信の強化などを挙げております。

6つ目は、「多様な自然と触れ合い、都市の環境を保全する公園づくり」で、例としまして、生物多様性の重要性を学ぶ環境教育の場としてのの

活用などを挙げております。

これらの基本方針を実現するため、「都市・まちづくりを先導し続ける戦略的な整備・管理・運営の仕組みづくり」を7つ目の基本方針としております。具体的には、「多様な主体による自立した公園づくり」や、公正な立場で公園の運営を評価・助言する「公共性を担保する仕組みの構築」などを挙げております。

以上が、中間報告の概要でございます。

今後は、7つの基本方針に沿った具体的な施策について、引き続き、常務委員会で御意見をいただき、今年夏ごろに、最終報告を取りまとめたいと考えております。

説明は以上です。

【塚口 会長】 只今の報告案件につきましては、常務委員会を取りまとめさせていただいております、加我委員さんに何か補足説明がございましたらと思いますが、よろしゅうございましょうか。どうぞ。

【加我 委員】 そうしましたら時間がございませませんが一言だけ常務委員会をお引き受けしておりますのでコメントさせていただきたいと思えます。

今般、都市計画公園が都市のまちづくりの課題解決のために、どのように積極的に活動できるか、それを府営公園を中心にとということで検討を進めてございますが、府民にとっての身近な公園ということでいいますと、すぐ目の前に街区公園があつて、近隣公園があつて、地区公園があつて、また市を代表する総合公園、運動公園がございまして。府営公園もそうした住区基幹公園、都市基幹公園との連携、役割をどのように図っていくかというのが非常に重要だと思っております。府営公園のあり方を検討するとともに、それを踏まえて、これから市、また地区との連携を図ることをどの

ようにしていけばいいのかを引き続き常務委員会のほうで検討し、進めてまいりたいと思います。御指導、御意見等よろしく申し上げます。

【塚口 会長】 ありがとうございました。

他に御発言ございますでしょうか。どうぞ。

【川田 委員】 大阪市の川田です。基本方針を見ていて非常にすばらしいなと思ったんですが、これは御検討また議論をされているかもわからないですけど、また御検討いただければ幸いです。健康というんですかね、やっぱり安心・安全というところで、府民の命というのを書いてあるんですけど、どっちかという防災的な話になっているというのと、都市環境のところで環境教育というのもありますし、自然と触れ合いとかあるんですけど、何かこう健康みたいなところって非常に大事になってくるのではないかなと思っているので、それは子供もそうですし、我々みたいな年寄りもですね、自然と触れ合って、健康になっていくというような、何かその辺の切り口が入ればうれしいかなと思います。ちょっと意見として言わせていただきます。

【塚口 会長】 ありがとうございました。

他にございますでしょうか。どうぞ。

【吉田 委員】 ちょっと防災の観点から、笑い話で聞いてもらったらいいかもわからないですけど、実は北朝鮮の核兵器の問題があって、スイスは永世中立国として各自宅にシェルターを持っているような状況であるので、その絶対に打たないということは、100かゼロかというような答えはないと思うんですよ。そこでやっぱり避難場所として考えていくなれば、公園みたいな広いところはないわけであって、その地下をシェルターにするとか、もう将来へ向けてそんなことも考えておく必要があるのかなというような思いがするんですね。アメリカはアメリカで既にラン

プ大統領もあらゆるシミュレーションをした上で、やるぞという姿勢もあって、どう韓半島の状況が変わってくるのかということも含めて、やっぱり考えておく必要があるのかなと思うんですね。これは府民の生命と財産を守るべしみたいところで、やっぱりここも大事なことかなと思っているので、そういう視点も持っていただければありがたいなと思っております。これは意見として。

【塚口 会長】 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

大分時間も押しておりますので、報告案件につきましては、このあたりで終了したいと思いますが、只今いただきました御意見につきましては、今後の検討に反映できるよう事務局に進めさせますので、よろしく御理解ください。

以上で本日の全ての審議は終了いたしました。

本日御審議いただきました案件につきましては、直ちに事務局へ必要な手続を進めさせます。

委員の皆様には、円滑な議事の進行に御協力をいただき、ありがとうございました。では、事務局へお返しします。

14 閉会

【司会】 長時間にわたる御審議ありがとうございました。

本日の御審議を踏まえ、大阪府において必要な手続を進めてまいります。

以上をもちまして、平成29年度第1回大阪府都市計画審議会を閉会させていただきます。

本日はありがとうございました。

(午前12時15分)